## 久留米工業大学個人情報取扱い細則

(趣旨)

第1条 この細則は、学校法人久留米工業大学個人情報保護規程(以下、「個人情報保護規程」 という。)第23条に基づき、久留米工業大学(以下、「大学」という。)における個人情報 の取り扱いに関する必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1)保護者等

保護者又は保証人

(2)部局等

事務局各課(室)、各学科、各専攻及び各学内共同教育研究施設等

(3)職員

常勤及び非常勤の教育職員、事務職員、技術職員、労務職員、嘱託職員及び派遣職員並び に本法人の業務に従事するその他の者

(4)個人情報

生存する個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものであり、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む

(5)個人情報データベース等

個人情報の集合物であって、コンピュータによって検索処理できるようにしたもの及び手 作業で検索処理できるようにしたもの

(6)個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報

(7)保有個人データ

個人情報取扱事業者に開示、内容の訂正等の権限がある個人データで、その存否が明らか にされること自体が公益その他の利益を害することになるもの及び6ヶ月以内に消去す ることとなるものは除外

(保護管理責任者)

- 第3条 保護管理責任者は、学長をもって充てる。
  - 2 保護管理責任者は、個人情報の保護に関し、適切に対応するものとする。

(保護管理担当者)

第4条 保護管理担当者は、部局等の事務に関する保有個人情報にあっては各課(室)長、教育研究に関する保有個人情報にあっては各学科長、各専攻長又は各学内共同教育研究施設等の

長をもって充てる。

2 保護管理担当者は、保護管理責任者を補佐し、その所掌に係る個人情報の取扱いに関する事務を行う。

(教育研修)

第5条 保護管理責任者は、個人情報の取扱いに従事する職員に対し、個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護・管理に関する意識を高めるための啓発、その他必要な教育研修を年1回以上行うよう努めるものとする。

(利用目的の特定)

- 第6条 保護管理担当者は、個人情報を取扱うにあたっては、その利用目的を特定しなければならない。
- 2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えてはならない。

(保有個人情報等)

- 第7条 保有個人情報の内容及びその利用目的は、別表第1に定めるとおりとする。
- 2 前項に定める利用目的のほか、別表第2に定める目的のために、保有個人情報を利用することができる。

(利用目的の制限)

- 第8条 特定の利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。
- (1)法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが 困難な場合
- (3) 国、地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(個人情報の取得)

第9条 職員は、個人情報の取得にあたっては保護管理担当者の指示を得るものとし、偽りその 他不正な手段により個人情報を取得してはならない。

(個人情報の利用制限)

- 第10条 保護管理担当者は、情報の秘匿性等の内容に応じて、当該個人データを利用する者を、 その利用目的を達成するために、必要な最小限の職員に限るよう努めるものとする。
- 2 利用権限を有しない職員は、個人データを利用してはならない。
- 3 職員は、利用の権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的に個人データを利用してはならない。
- 4 第2項の規定は、職員がこの法人を退職した場合も同様とする。

(職員の責務)

第11条 職員は、この細則の定め及び保護管理責任者、保護管理担当者の指示に従い、その個人データを取扱わなければならない。

(行為の制限)

- 第12条 職員は、業務上の目的で個人データを取扱う場合であっても、次に掲げる行為については、保護管理担当者の指示に従うものとする。
  - (1) 個人データの複製
  - (2) 個人データの送信
  - (3) 個人データ及び保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
  - (4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(アクセス制御)

- 第13条 保護管理担当者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報に アクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するための最小限の職員に制限する等の 措置を講ずるものとする。
- 2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。
- 3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外で保有個人情報にアクセスしてはならない。
- 4 保護管理担当者は、保有個人情報(情報システムで取り扱うものに限る。)の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等(パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。)を使用して権限を識別する機能(以下、「認証機能」という。)を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 保護管理担当者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めの整備、 パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス記録)

- 第14条 保護管理担当者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録(以下、「アクセス記録」という。)を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期に又は随時に分析するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 保護管理担当者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(外部からの不正アクセスの防止)

第15条 保護管理担当者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するための必要な措置を講ずるものとする。

(コンピュータウイルスによる個人データの漏えい等の防止)

第16条 保護管理責任者、又は保護担当者は、コンピュータウイルスによる個人データ及び保 有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止のため、コンピュータウイルスの感染防止等に必要 な措置を講ずるものとする。 (誤りの訂正)

第17条 職員は、個人データ及び保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合は、保護管理担当者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(媒体の管理)

- 第18条 職員は、保護管理担当者の指示に従い、個人情報の漏洩、流失等を防止するため個人情報が記録されている媒体を定められた場所の保管庫等に施錠の上、保管するものとする。 (廃棄等)
- 第19条 職員は、個人データ又は個人データの媒体が不要となった場合には、保護管理責任者 又は保護管理担当者の指示に従い、当該個人データの復元又は判読が不可能となるよう速やか に当該情報の消去又は廃棄を行うものとする。

(個人データの取扱い等の記録)

第20条 保護管理担当者は、台帳等を整備し、必要がある場合は個人データの利用及び保管等の取扱い状況について記録するものとする。

(第三者の閲覧防止)

第21条 職員は、コンピュータを使用して個人データを取扱う場合は、当該個人データが第三者に閲覧されることがないように、情報システムの接続を終了させる等の措置を講ずるものとする。

(個人データの第三者提供)

- 第22条 個人情報を第三者に提供する場合は、法第23条に定める場合を除くほか、あらかじ め本人の同意を得なければならない。
- 2 部局等は、第三者から、別記様式第1号により、保有個人情報の提供依頼があったときは、 その必要性を保護管理担当者が認め、かつ、本人の同意を得た場合には、安全確保の措置を 要求の上、別記様式第2号により、保有個人情報を提供することができる。
- 3 保護管理責任者は、個人データを第三者に提供する場合は、原則として、提供先から利用目的、利用項目、利用の形態等について確認の文書を徴取する等の措置を講ずるものとする。
- 4 保護管理責任者は、前項により個人データを提供する場合において、提供先が再提供をする場合は、あらかじめ文書により了承を得る等の措置を講ずるものとする。

(業務の委託等)

- 第23条 部局等は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の 安全管理体制を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講じるものとともに、委 託契約において、個人情報に関する次に掲げる事項を明確にするものとする。
  - (1)秘密の保持に関すること
  - (2) 複写及び複製の制限に関すること
  - (3) 再委託に関する条件及び制限に関すること。
  - (4)漏洩及び盗用の場合の本法人への報告義務等の措置に関すること
  - (5)委託終了時における個人情報の返却、消去又は破棄等に関すること

- (6) その他必要と認められる事項に関すること
- 2 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約 書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(保有個人情報の適切な管理のための委員会)

- 第24条 保護管理責任者は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行う ため、個人情報管理委員会を置く。
- 2 前項の委員会に関し、必要な事項については、学長が別に定める。

(開示の請求)

第25条 保有する個人情報について書面等による開示を請求する者は、別添の保有個人データ 開示等請求書を保護管理責任者に提出するものとする。

(苦情等の処理への対応)

- 第26条 保護管理責任者は、個人情報の保管、利用、提供等に関する相談又は苦情がある場合は、適切かつ迅速に対応するものとする。
- 2 保有個人情報の利用停止の申し出又は保有個人情報の提供についての苦情若しく相談については、各部局の窓口で受け付けるものとする。

(問合せ窓口)

第27条 個人情報の取扱いに関する問合わせは、総務課が担当する。

(雑側)

第28条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

## 附則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。なお、久留米工業大学個人情報の取り扱い 要項は、廃止する。

## 附則

この細則は、平成28年4月1日から適用する。